議第31号

京都会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成25年2月20日提出

京都市長門川大作

京都会館条例の一部を改正する条例

京都会館条例の一部を次のように改正する。

第1条中「本市における文化の振興及び」を「文化芸術の創造及び振興に よる | に改め、「供する | の右に「とともに、市民に憩いの場を提供する | を加える。

第2条第1号中「催物の」の右に「企画及び実施並びに当該催物の」を加 え、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、 同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 憩いの場を提供するための事業 第4条を次のように改める。

(供用時間及び供用しない日)

- 第4条 会館の施設の供用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、指定 管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、同表1の項に 掲げる施設(以下「貸出施設」という。)の供用時間を変更することがで きる。
- 2 指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、会館の 施設ごとに供用しない日を設けることができる。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「会館を使用しよ う」を「貸出施設を利用しよう」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限) | に改め、同条各号列記以外の部分中「使

用」を「利用」に改め、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改め、同号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 不正な手段により利用の許可を受けたとき。

第7条の見出しを「(利用料金)」に改め、同条第1項中「使用の」を「利用の」に、「使用者」を「利用者」に、「別表に掲げる使用料を納入しなければ」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第3項を削る。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の 使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者」を「利用者」に、「使用しよう」を「利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表備考以外の部分を次のように改める。

区		利	用	料	金	
)J	午 前	午 後	夜 間	全 日	
大ホール	日曜日, 土曜日及 び休日	216,000 ^円	到2,000 円	496,000 ^円	960,000 円	
	その他の日	165,000	301,000	380,000	736,000	

中ホール	日曜日, 土曜日及 び休日	105,000	189,000 239,000		465,000	
	その他の日	80,000	147,000	182,000	357,000	
小ホール	日曜日, 土曜日及 び休日	23,000	29,000	35,000	78,300	
	その他の日	17,800	22,200	26,700	60,100	
楽屋兼	レッスン室	4,400	6,100	7,000	15,800	
会 議 室		4,400	6,100	7,000	15,800	
中庭そ	の他の構内地	1平方メートルにつき			250	
付履	禹 設 備	別に定める。				

別表備考1中「午後10時までを」の右に「. 「全日」とは午前9時から午 後10時までを | を加え、同備考3中「第一ホール又は第二ホール | を「大 ホール又は中ホール に、「使用者」を「利用者」に改め、「もの」の右に 「(以下「特定催物」という。)」を加え、「使用する」を「利用する」に、 「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同備考4を次のように改める。 4 大ホール又は中ホールを会館で行う催物の準備、練習等のために利用す る場合の利用料金の上限額は、次に掲げる区分に応じ、この表に掲げる額 に、それぞれ次に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 当該催物が特定催物である場合 10分の5
- (2) その他の場合 10分の7

別表備考6中「開館時間」を「供用時間」に.「使用時間」を「利用時 間 | に、「使用料は | を「利用料金の上限額は | に、「使用料との | を「額と の」に、「つど」を「都度」に改め、同備考6を同備考7とし、同備考5中 「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」 を「利用料金の上限額」に改め、同備考5を同備考6とし、同備考4の次に 次のように加える。

4 (議第31号)

5 大ホール又は中ホールの1階席以外の客席を利用しない場合の利用料金の上限額は、この表に掲げる額(3又は4の規定の適用がある場合にあっては、その適用後の額)の10分の9に相当する額とする。この場合において、当該金額に100円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

別表を別表第2とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第1 (第4条関係)

	X	分			供	用	時	間	
1	用に供するためを目的として		事業の 集客	午前	9 時	から	午後	10 時	み
2	その他	の施	記	指定管	营理者7	が市長の	の承認を	を得て気	 とめる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 利用の許可の申請その他京都会館を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提案理由

京都会館の再整備に伴い、その利用に係る料金を指定管理者に収受させるために必要な事項を定める等の必要があるので提案する。